

令和2年山辺町農業委員会第9回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月25日（金） 13時30分～15時00分

2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室（1）

3. 出席委員（8人）

1番	岡崎 政志	2番	鈴木 正志
3番	齋藤 榮	4番	佐藤 るみ子
5番	多田 秀逸	6番	渡邊 秀彦
7番	多田 美幸	8番	江口 順市

4. 欠席委員（0人）

5. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 佐藤 英敏 係長 佐藤 義朗 主事 木村 健太

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第26号 非農地証明願いについて

議第27号 山辺町農業施策に関する要望書について

報告（1） 山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長の専決処分について

①農地法第5条第1項第7号の規程による農地転用届出書の受理について

報告（2） 農地改良完了報告書の受理について

7. 会議の概要

会長 | ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第9回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。

事務局長 | はい。本日、出席委員は、8名中8名全員でありますので、山辺町農業委員会会議規則第6条の会議の成立に関しましては、会議開催に必要な定数に達しており、会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、同規則第4条によりまして、議長は会長が務めることになっておりますので、江口会長より議事進行をお願いします。

議長 | それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長

それでは、6番渡邊秀彦委員と7番多田美幸委員よろしくお願ひします。
これより、議事に入ります。議第25号「農地法5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料3ページからご説明いたします。
【議第25号、5番から6番を議案書をもとに朗読】
以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

議長

無いようなので決を採ります。
議第25号「農地法5条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を可決しますのでよろしくお願ひします。
次に、議第26号「非農地証明願について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料5ページになります。非農地証明願について。
【議第26号、3番から4番を議案書をもとに朗読】
以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

鈴木委員

受付番号3番について、前回見たとおりにずっと耕作なっていなかったのと、豪雨災害により土砂が流れていることから、申請者の内容のとおり現況を原野にするのは妥当だと思っております。現場の奥の方にキウイがあったように見えたのですが、あの辺は原野になっているのでしょうか。

事務局

はい。奥の場所は原野となっております。

議長

この間の豪雨で水路も埋まっているので、今後また豪雨で土砂崩れなって土砂が流出しないように水路だけ早めに直していただければと思います。

事務局

はい。水路の件について農村整備係長に伺ったところ、みどりの会相模で水路の復旧をするとお聞きしました。

渡邊委員

受付番号4番について、市街化区域だと思うが届出ではだめなのか。

事務局 はい。届出だと同じ土地に対して、2重の交付になってしまうので、当時に許可が出ているということで、事務局の判断で非農地証明での対応としました。

議長 他に何かございますか。無いようなので決を採ります。
議第26号「非農地証明願について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしく申し上げます。
次に、議第27号「山辺町農業施策に関する要望書について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。山辺町農業施策に関する要望書について。
【議第27号を議案書をもとに朗読】
以上よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。

鈴木委員 担い手に対しての助成、担い手が頑張っやれるようなことを町でも今後考えていかないといけないと思います。

岡崎委員 担い手支援ということに関しては、この間話になって要望書に少し足してもらったが、担い手が一生懸命やろうと機械を買わないといけない時に、町の支援体制は現在30万円、昔は100万円だった。国の助成は半額出るが、件数が少ない。ポイント制。山辺で3人出たら1人に絞ってください。ということで、そういう事では担い手を支援しようとしている体制になっていないので、考えていただければと思います。

佐藤委員 6次産業化の部分でこれから制度が変わるところがあって、わらびの塩漬けなどの加工したものを販売するに許可の必要なかったが、制度が変わると加工所の許可申請が必要になって加工所がない人は販売できなくなるのが、来年の6月から始まる。新制度に向けて町としての加工所があって誰でも使えるようなものがあればいいのではないか。それを受けて加工所を設立する人に対して補助金が出てもいいのではないか。

岡崎委員 今から追加することは可能なのか。

事務局 はい。可能です。今、佐藤委員からあった来年の6月からの加工所整備の支援ということで、今回の要望書に入れなくても来年に向けて、農業委員会の予算だけではなく産業課内での調整も必要になるので、調査して調整していくのはどうでしょうか。

佐藤委員 それでいいと思います。

事務局 なお、詳しいことを教えていただくために連絡取らせていただくことがあると思いますので、よろしく願いいたします。

議長 他に何かございますか。無いようなので決を採ります。
議第27号「山辺町農業施策に関する要望書について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしくお願い致します。
次に、報告事項に入ります。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の8ページになります。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について。
【報告(1)、5番から8番を議案書をもとに朗読】
以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

鈴木委員 受付番号8番の面積が95㎡となっているが、95㎡だけ移転するのはなぜでしょうか。

事務局 今回移転になる所と角地(所有地宅地)を合わせて住宅建設する予定のようです。

議長 他に何かございますか。無いようです。
次に、「農地改良完了報告書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の8ページになります。農地改良完了報告書の受理について。
【報告(2)、5番を議案書をもとに朗読】
以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようです。

他に何かございますか。何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第9回総会を閉会いたします。